

学校法人青葉学園役員懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、寄附行為並びに学校法人青葉学園におけるコンプライアンス推進規程(以下、「推進規程」という。)及び学校法人青葉学園の役員によるコンプライアンス事案に係る通報等に関する規程(以下、「通報等規程」という。)に基づき、学校法人青葉学園(以下「この学園」という。)の役員のコンプライアンス違反に関する懲戒に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、この学園の役員である理事及び監事をいう。

(責務)

第3条 役員は、推進規程第3条に定める「コンプライアンス基本方針」に基づき、法令等を遵守し、誠実に職務に専念しなければならない。

2 役員は、この学園の利益と相反する行為を行ってはならない。

(懲戒)

第4条 この学園は、調査の結果、役員のコンプライアンス違反の事実が明らかになったときは、通報等規程第7条により是正措置、再発防止措置等を講じるとともに、当該役員を懲戒に処することができる。

2 役員の懲戒の種類については、「解雇」を「解任」と読み替えて、「東京医療保健大学就業規則」第47条の規定を準用する。

3 理事の懲戒は、解任にあつては寄附行為第10条第1項により理事選任機関が決議するとともに、解任以外の懲戒にあつては理事会が決議する。

4 監事の懲戒は、解任にあつては寄附行為26条第1項により評議員会が決議するとともに、解任以外の懲戒にあつては理事会が決議する。

(事務)

第5条 この規程に関する事務は、企画部の協力を得て総務人事部において処理する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。